明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線従事者規則の一部を改正する省令（総務一四）　一
○小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一八）　二

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務五四）　二
○アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五九）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同六〇）　四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働五四）　五
○保安林の指定をする件（農林水産四九〇～四九六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二八七～二九三）　九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二九四）　九
○浄化槽の型式を認定した件（関東地方整備局三四）　一〇
○都市計画に関する件（中部地方整備局二八～三二）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局二五）　一〇

〔国会事項〕
内閣　内閣府　一〇

〔人事異動〕
内閣　内閣府　一〇

〔官庁報告〕
労　働　一〇
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（四国運輸局最低賃金公示二）　一〇

〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
証票無効関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○総務省令第十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十二条を実施するため、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月六日

総務大臣　石田　真敏

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（免許を与えない者） **第四十五条**　法第四十二条の規定により免許を与えない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［一　略］ 二　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ［2　略］ 3　第一項第二号に該当する者（精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を除く。）が次に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、第一項（第一号を除く。）の規定は適用しない。 一　第三級陸上特殊無線技士 二　第一級アマチュア無線技士 三　第二級アマチュア無線技士 四　第三級アマチュア無線技士 五　第四級アマチュア無線技士	（免許を与えない者） **第四十五条**　［同上］ ［一　同上］ 二　精神病者、耳の聞こえない者、口の利けない者又は目の見えない者 ［2　同上］ 3　第一項第二号に該当する者（精神病者を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものが当該各号に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、第一項（第一号を除く。）の規定は適用しない。 一　耳の聞こえる者で、口の利けるもの 第三級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士 二　目の見える者 第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士